

別表十八（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、次に掲げる場合に記載します。
 - (1) 措置法第42条の4第8項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（措置法第42条の4の2第2項（特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）において準用する場合を含みます。）の通算法人が措置法第42条の4第8項第2号（措置法第42条の4の2第2項において準用する場合を含みます。（1）において同じです。）に規定する適用対象事業年度において措置法第42条の4又は第42条の4の2の規定の適用を受ける場合（措置法第42条の4第8項第3号イ（措置法第42条の4の2第2項において準用する場合を含みます。）の他の通算法人が措置法第42条の4第8項第2号に規定する他の事業年度において同条又は措置法第42条の4の2の規定の適用を受ける場合を含みます。）
 - (2) 措置法第42条の4第8項第12号の通算法人が同号に規定する繰越適用対象事業年度において同条第7項の規定の適用を受ける場合（同号に規定する他の繰越通算法人が同号に規定する他の繰越適用対象事業年度において同項の規定の適用を受ける場合を含みます。）
 - (3) 令和8年改正前の措置法（3において「令和8年旧措置法」といいます。）第42条の4第8項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同条第18項において準用する場合を含みます。）の通算法人が同条第8項第2号（同条第18項において準用する場合を含みます。（3）において同じです。）に規定する適用対象事業年度において同条の規定の適用を受ける場合（同条第8項第3号イ（同条第18項において準用する場合を含みます。）の他の通算法人が同条第8項第2号に規定する他の事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含みます。）
- 2 「法人番号1」の欄は、国税庁長官から指定を受けた13桁の法人番号（被合併法人の場合は合併前の法人番号）を記載します。
- 3 「税額控除超過額17」及び「税額控除超過額24」の各欄は、当該通算法人又は他の通算法人のうち、措置法第42条の4第8項第6号（措置法第42条の4の2第2項において準用する場合を含みます。）又は令和8年旧措置法第42条の4第18項において準用する同条第8項第6号の規定の適用がある法人についてのみ記載します。
- 4 「通算繰越控除限度超過額が当初申告額に満たない場合で当初申告通算繰越控除限度超過帰属額以下の場合のその満たない部分の金額19」の各欄は、措置法第42条の4第8項第13号イに規定する超過額発生事業年度（当該超過額発生事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度を含みます。）ごとに記載します。
- 5 「差引各欠損金増加額26」措置法第42条の4第12項に規定する過去適用等事業年度ごとに記載します。
- 6 通算親法人が提出した法第72条第1項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載した中間申告書（法第71条第1項（中間申告）の規定による申告書をいいます。以下6において同じです。）にこの明細書が添付されている場合には、他の通算法人が提出する中間申告書（当該通算親法人が提出した中間申告書に係る法第72条第1項に規定する期間の末日に終了する当該他の通算法人の同項に規定する期間に係るものに限りません。）についてはこの明細書の添付を要しません。
- 7 通算親法人が提出した確定申告書（法第74条第1項（確定申告）の規定による申告書をいいます。以下7において同じです。）にこの明細書が添付されている場合には、他の通算法人が提出する確定申告書（当該通算親法人が提出した確定申告書に係る事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度に係るものに限りません。）についてはこの明細書の添付を要しません。